

保育料の多子軽減制度について（お知らせ）

現在、保育園等（認定こども園又は保育園（所））に通われているお子様の保育料について、幼稚園等（下記枠内に記載の対象施設）を利用している就学前の兄弟がご家庭内にいる場合、届出により多子軽減が適用になります。

保育料の多子軽減とは、同一世帯から就学前児童が2人以上同時に、下記の対象施設（千葉市外の施設を含む。）を利用している場合に、次のとおり保育料を軽減する制度です。

◆保育料

- ・その中で最も年齢の高い児童（1人目） → 基準額
- ・その中で次に年齢の高い児童（2人目） → 基準額の1/2
- ・その他の児童（3人目以降） → 無料

◆対象施設

認可保育所（園） 幼稚園 認定こども園

地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育事業等）

特別支援学校幼稚部 児童心理治療施設通所部 児童発達支援 医療型児童発達支援

居宅訪問型児童発達支援 企業主導型保育事業

※認可保育園の一時預かり、プレ幼稚園、保育ルームは対象外です。

上記対象施設のうち、**幼稚園（千葉市が保育料を決定する施設給付型幼稚園を除く）、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援又は企業主導型保育事業については、多子軽減届出書等の提出が必要です。**

※認可保育所（園）、施設給付型幼稚園、認定こども園、地域型保育事業については届出不要です。

※一部、すでに多子軽減が適用されている場合があります。届出により更なる軽減とならないことがありますのでご了承ください。

該当される方は下記書類をこども家庭課まで提出していただくようお願いいたします。なお、書式は千葉市ホームページからダウンロードが可能です。千葉市ホームページ内にて「多子軽減に関する届出書」と検索してください。

1 提出書類

- ・『保育料 多子軽減に関する届出書』1部
- ・『在籍証明書』又は『利用開始がわかる書類（内定通知や入園料の領収書等）』1部
(内定通知や領収証はコピーでも可)

2 提出場所

利用施設のある区のこども家庭課 ※郵送でも受け付けております。

3 注意事項

令和7年4月1日以降に在籍していることがわかる在籍証明書を提出してください。（毎年度提出が必要です。）

書類の提出が確認できるまでは、通常の保育料で決定させていただきます。

書類を提出していただいた後に、年度当初（4月）に遡って多子軽減を適用します。

＜提出先＞

中央保健福祉センター こども家庭課 保育担当	花見川保健福祉センター こども家庭課 保育担当	稲毛保健福祉センター こども家庭課 保育担当	若葉保健福祉センター こども家庭課 保育担当	緑保健福祉センター こども家庭課 保育担当	美浜保健福祉センター こども家庭課 保育担当
〒260-8511 中央区中央4-5-1 ☎043 (221) 2172	〒262-8510 花見川区瑞穂1-1 ☎043 (275) 6197	〒263-8550 稲毛区穴川4-12-4 ☎043 (284) 6137	〒264-8550 若葉区貝塚2-19-1 ☎043 (233) 8150	〒266-8550 緑区鎌取町226-1 ☎043 (292) 8137	〒261-8581 美浜区真砂5-15-2 ☎043 (270) 3150